

令和 2 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

令和 2 年度事業の基本的考え方

本会では、人口構造や社会の姿が大きく変化する 2040 年を視野に、令和 2 (2020) 年度を始期とするむこう 10 年間の福祉関係者の取り組みの方向性を「全社協福祉ビジョン 2020」として策定することとした(中間年にあたる 2025 年に情勢変化を踏まえた改定を予定)。

この「ビジョン」は、全国の福祉関係者による取り組みの羅針盤として提示するものである。そして、「ビジョン」で示した取組事項を実現していくためには、本会を構成する各組織が「ビジョン」を踏まえた「行動方針」をそれぞれに策定し、実践活動を展開していくことが重要となっている。

「ビジョン」においては、福祉関係者がめざす社会を「ともに生きる豊かな地域社会」としている。令和 2 年度、本会においては、その実現に向けた取り組みの初年度として、①「地域共生社会に向けた取り組みの強化」、②「福祉人材の確保、育成、定着の促進とサービスの質の向上」、③「大規模災害対策・体制整備の推進」を最重点として事業展開を図ることとする。

最重点事業への取り組みをはじめ、事業推進にあたっては、本会構成組織である社会福祉協議会(以下、「社協」)、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等と一層の連携・協働を図るとともに、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者との重層的かつ効果的な連携を図ることとする。

最重点事業

1. 地域共生社会に向けた取り組みの強化

いわゆる「団塊ジュニア」と言われる人びとがすべて高齢者となる 2040 年に向けては、そこに至るまでの社会的状況や地域課題の変化を踏まえつつ、想定される 2040 年の社会の姿を視野に入れた「ともに生きる豊かな地域社会」をめざすために積極的に取り組んでいく必要がある。

国は、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応

する市町村における包括的な支援体制の構築を図るべく、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に行う新たな市町村事業の創設等を内容とする社会福祉法等改正法案を提出する予定としている。

こうした状況を、将来を見据えた地域づくりの好機ととらえ、社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、老人クラブ、住民組織および共同募金運動等との連携・協働をさらに進め、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会をめざす取り組みを展開する。

(1) 地域福祉推進基盤の強化

- ①社協、社会福祉法人・福祉施設のネットワークを活かした連携・協働の取り組みのさらなる推進
 - ・ 地域における公益的取組の推進、CSW 等の人材育成
- ②市区町村社協における包括的支援体制の構築
 - ・ 「多機関協働による包括的支援体制構築事業」(国モデル事業) 等の実施促進
 - ・ 生活困窮者自立支援事業の受託促進と全国段階での人材養成研修の実施
- ③民生委員・児童委員活動の環境整備、民児協活動の強化
 - ・ 包括的支援体制整備のなかでの民生委員・児童委員活動のあり方検討
 - ・ 「単位民児協版活動強化方策」策定促進への働きかけ
 - ・ 新たななりて(委員候補者)の確保に向けた取り組みの検討
- ④地域における住まいのセーフティネット機能の強化
 - ・ 日常生活支援住居施設創設(本年10月)への対応
 - ・ 本会提言「地域におけるセーフティネット機能の強化のために」(平成30年11月)を踏まえた取り組みの推進(社会福祉法人、社協による居住支援の促進等)

(2) 地域における総合的な権利擁護の推進

- ①成年後見制度等に関する広報相談体制の整備
 - ・ 「任意後見・補助・補佐等広報相談体制強化事業」(仮称)の受託実施
* 全国段階の広報・相談センターの設置(予定)
- ②日常生活自立支援事業の着実な実施および成年後見制度利用促進や包括的支援体制との連携強化
- ③高齢者・障害者・児童等に対する虐待の防止
 - ・ 「権利擁護・虐待防止セミナー」の開催
* 高齢者・障害者・児童の分野別分科会の開催

(3) 未来志向の自立した社会福祉法人経営の確立、組織基盤の強化

①市区町村社協の経営基盤とガバナンスの強化

- ・ 「社協経営指針」の改定に基づく市区町村社協の中期経営計画の見直し促進
- ・ 金銭の取り扱い等に関わる不祥事防止の取り組み強化
 - *チェックリストによる全国一斉点検の実施

②未来志向の自立した社会福祉法人経営の確立

- ・ 「経営協アクションプラン 2025」の策定、普及

③社会福祉法人の事業の多角化・多機能化、法人間連携の推進

④事業・活動の可視化による住民の理解促進と参加促進に向けた環境整備

2. 福祉人材の確保、育成、定着の促進とサービスの質の向上

少子高齢化が進み、全人口に占める高齢者人口の割合が増加する一方で労働力人口減少等による担い手不足が予測される 2030 年に向けては、質の高い福祉サービスの提供に不可欠な福祉人材の確保、育成、定着を図ることがきわめて重要な課題となっている。

そのため、政策委員会が策定した「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の取組方策」について「全社協福祉ビジョン 2020」を踏まえた改定を行い、本会構成組織が一体となってその推進を図る。とくに、働き方改革への適切な対応やワークライフバランスの確立等に取り組み、働きやすく、やりがいを感じることでできる福祉の職場づくりを進める。

また、福祉人材の確保に向けては、中央福祉人材センターが取りまとめる「活動指針」に基づく都道府県福祉人材センター等の取り組み強化を働きかけるとともに、福祉の職場や仕事に対する正しい理解とポジティブな評価形成への取り組みの継続、さらに新卒者や転職者（中途採用）、女性、高齢者、障害者等の多様な人材をターゲットとした取り組みの強化を図る。

(1) 福祉人材の確保・育成・定着の促進

- ①「全社協福祉ビジョン 2020」を踏まえた「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着のための取組方策」の改定
 - ・ 社会福祉法人経営者の意識改革、福祉の職場のイメージアップ等への取り組み
- ②「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」（令和元年度策定）に即した活動の推進
 - ・ 各県人材センター・バンク事業の充実、多様な福祉組織・関係者との連携促進
- ③働きやすく、魅力ある職場づくりに向けた働き方改革への対応等の情報提供、研修の実施

- ④女性、高齢者、障害者等の多様な人材の確保に向けた取り組み
 - ・ 多様な人材活用に向けた事業所の採用活動の展開に関する調査研究事業の実施
 - ・ 外国人介護人材の適切な受入れに向けたガイドラインの普及促進、情報プラットフォーム（Web サイト）の活用促進
- ⑤地域共生社会づくりを担う人材の養成・定着に資する研修事業の企画・実施
 - ・ 中央福祉学院研修事業の充実（中期的視野に立った研修メニューと内容検討）
 - ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修事業の推進

（２）福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの推進

- ①第三者評価事業全国推進組織としての取り組みの推進
 - ・ 社会的養護関係施設第三者評価基準の見直し（三年に一度の定期見直し）
- ②都道府県運営適正化委員会の活動支援
 - ・ 「運営適正化委員会事務局の実務」（令和元年度発行）の普及、活用促進
- ③福祉サービスの質と生産性向上の両立への取り組みの推進
 - ・ ICT 化に資するノウハウ・ツールの研究開発と情報提供

3. 大規模災害対策・体制整備の推進

大規模かつ広域的な災害が頻発するなか、災害ボランティア（センター）活動、災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難者支援、福祉施設・事業所の事業継続支援、被災者に対する生活福祉資金特例貸付による経済的支援等の円滑かつ迅速な実施が求められるところとなっている。

これに対応するため、本会「災害時福祉支援活動に関する検討会」による提言（令和元年 9 月）を踏まえ、災害救助法等災害関連法制への「福祉」の位置づけや公費負担の明確化、活動の総合的な拠点となる「災害福祉支援センター（仮称）」の設置等、提言の実現に向けた取り組みを推進する。そのため、本会事務局に災害福祉支援活動推進室（兼 全国災害福祉支援センター準備室）を設置する。

また、災害対策においては平時からの体制整備が重要となるが、国の令和 2 年度予算案においては、都道府県・市町村段階における災害ボランティア活動の体制整備に係る予算が新たに盛り込まれたことから、社協としてこの予算を積極的に活用した体制整備を進める。

さらに、幅広い福祉関係者による「災害福祉支援ネットワーク」の全都道府県での構築、支援活動の中核を担う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の全都道府県での組成に向けたチーム員登録等を引き続き推進する。

(1) 「被災地支援活動に関する緊急要望」(令和元年10月)の実現に向けた取り組み

①災害時福祉支援活動の法定化

- ・ 災害救助法、災害対策基本法等における福祉支援の明確化

②平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立

- ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営、災害派遣福祉チーム(DWAT)活動、社協職員の応援派遣等にかかる費用の公費負担の実現

(2) 大規模災害に備える平時からの体制整備の促進

①「災害福祉支援活動推進室」(兼 全国災害福祉支援センター準備室)の設置

- ・ 近年の大規模災害時の活動とそこでの課題の総括
- ・ 本会提言内容の制度化への取り組み(再掲)
- ・ 都道府県災害福祉支援センターの役割、広域応援職員派遣の仕組み、災害福祉支援専門員(仮称)のあり方等の検討・提示
- ・ 分野別の取り組みに関する情報共有体制の確立

②災害ボランティア活動に関する体制整備の推進

- ・ 「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業(仮称)」(国庫補助事業、新設)を活用した都道府県・市区町村段階での体制整備の推進
- ・ 中核的人材に関する全国段階での研修事業の拡充

③災害福祉支援ネットワーク構築の推進

- ・ 平時および発災時から復興期にかけての必要な体制の整備・拡充に向けた各都道府県の取組段階に応じた支援の実施

④災害派遣福祉チーム(DWAT)組成の推進

- ・ チーム員養成に必要なノウハウ等の共有と標準化、全国的ネットワークの構築

(3) 発災時における福祉支援活動の実施

①都道府県および市区町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援

②社協の全国ネットワークを活かした経験ある職員の広域派遣調整の実施

4. 分野別課題等への取り組み(主要事業)

「全社協 福祉ビジョン 2020」を踏まえ、社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする全国の福祉関係者との連携・協働を一層進め、福祉サービスの拡充や質の向上に向けた制度改善、関係予算確保に係る提言・要望等を適時適切に実施する。

とくに、次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定、子ども・子育て支援新制度の見直し、都道府県社会的養育推進計画等に対して現場実践に基づく意見表明等を図るとともに、施設内虐待を含むあらゆる虐待の防止、福祉サービス利用者や地域住民の権利擁護に係る取り組みを組織横断で進める。

また、制度動向等を適切に捉えた出版事業の充実と販売促進、新霞が関ビルおよびロフォス湘南の安定経営を図るとともに、本会経営管理体制の強化に向けて取り組む。

(1) 政策委員会による調査研究・提言・要望活動

- ①福祉サービスの拡充、質の向上のための予算確保に係る提言・要望の実施
- ②政策提言、予算要望活動等の基盤となるデータベースの構築（社会福祉法人・福祉施設の各種経営情報、実践等の集積）
- ③次期介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定に向けた意見表明、要望の実施
- ④「全社協 福祉懇談会」の開催（令和2年10月15日予定）

(2) 生活福祉資金貸付制度等の利用促進と制度改善の実現

- ①市区町村社協における貸付相談、借受人支援のための体制整備（事務費の確保）
- ②制度改善への取り組み
 - ・ 年金担保貸付事業廃止（令和3年度末）後の低所得高齢者への資金貸付のあり方検討に基づく提言
 - ・ 滞納債権に関する償還免除基準の見直しの実現

(3) 高齢者の権利擁護、介護保険制度見直しへの対応

- ①高齢者に対する虐待防止の推進
- ②次期（第8期）介護保険事業計画策定、介護報酬改定（令和3年）への対応
 - ・ 介護・高齢者保健福祉団体との連携・協働に基づく意見表明、要望の実施
 - ＊関係組織の協働による報酬改善の実現

(4) 障害者の権利擁護、虐待防止の推進

- ①障害者に対する虐待防止の推進
 - ・ 障害者虐待防止リーダー職員研修会の開催、「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」の改訂
- ②障害者権利条約に関する国連の日本審査に向けた対応
 - ・ JDF（日本障害フォーラム）によるパラレルレポート作成における意見提示
- ③次期障害福祉サービス等報酬改定への対応
 - ・ 関係種別協議会との連携に基づく報酬改善の実現

(5) 子ども家庭福祉の拡充等

- ①幼児教育・保育の無償化および子ども・子育て支援新制度見直し等への対応
 - ・ 人口減少地域における保育の継続のための方策検討
- ②都道府県社会的養育推進計画への対応と社会的養護施設の機能強化への取り組み
 - ・ 政策委員会テーマ別検討会「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」での検討に基づく対応
- ③児童虐待の防止、地域における切れ目のない子育て支援の推進
 - ・ 児童福祉施設、社協、児童委員、関係機関による連携活動事例集の作成・提供
- ④社会的養護施設等を退所した児童等への包括的な支援方策の検討

(6) 国際交流・支援活動の推進

- ①アジア各国との民間社会福祉交流・支援事業の実施
 - ・ 第37期アジア社会福祉従事者研修事業の実施
 - ・ 国際社会福祉基金による今後の事業展開のあり方検討
- ②アジア各国との連携・相互理解の促進
 - ・ 国際社協北東アジア地域会議の開催検討、各国からの視察受け入れ

(7) 出版事業の充実

- ①参考図書、月刊誌等の内容充実と販売促進
 - ・ 社会福祉士養成カリキュラム見直しに伴う「社会福祉学習双書」の全面改訂
- ②出版事業の今後のあり方検討

(8) 新霞が関ビルおよびロフォス湘南の安定経営

- ①中期修繕計画に基づく改修工事等の着実な実施による良質な環境維持
- ②灘尾ホール、ロフォス湘南の利用促進（稼働率の向上）

(9) 本会経営管理体制の強化

- ①本会次期中期経営計画の策定
- ②働き方改革への適切な対応（勤怠管理・電子申請システムの導入）
- ③情報システムに係るリスク低減策の実施
- ④本会（霞が関事務所、ロフォス湘南・中央福祉学院）災害対策の推進
- ⑤情報発信機能の強化（ホームページの充実等）